2026 年 11 月 6 日
一般社団法人 日本船主協会

海賊対処行動等に関する活動の継続について
（長澤会長コメント）

11 月 6 日の閣議において「海賊対処行動等に関する活動」の 1 年間の延長が決定されました。

ソマリア沖・アデン湾において、不審船によるハイジャックを含む海賊・武装強盗事案は、自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動をはじめとした国際社会の協力した継続的な取組みにより、一時期は 10 件未満まで抑制されていましたが、2026 年に入ってからは本日までに既に 23 件と急増しており、当該海域における海賊の脅威は続いております。

このような情勢の下、わが国外航海運業界としては、引き続き国際社会が協力して海賊対策に取組むことが重要であり、自衛隊及び海上保安庁による海賊対処行動は必要不可欠であると考えています。

加えて、中東地域において、イラン及びホーシ―派による商船への攻撃が引き続き報告されている状況において、自衛隊による情報収集活動も我が国商船隊の安全航行に重要であると考えています。

このような状況を踏まえ、今回これらの活動が継続されることが決定されたことを歓迎するとともに、当協会としても、引き続き政府と十分に情報を共有して緊密な連携を図り、安全対策を徹底しつつ、我が国に必要な物資を確実に輸送するとの社会的責任を果たすために、あらゆる努力を行っていく所存です。

＜参考：今回の閣議決定における変更のポイント＞

1. 「海賊対処行動」
　　①　期間： 令和 8 年 11 月 20 日から令和 9 年 11 月 19 日までの間

2. 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」
　　①　期間：令和 9 年 11 月 19 日まで

以上